

令和 7 年 第 7 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 7 年 9 月 1 日 提出

日 時 令和 7 年 9 月 1 日 (月)

午前 9 時 00 分

場 所 農政庁舎 会議室

署名委員

署名委員

次 第

1 委員長職務代理者あいさつ

2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）

3 案 件

議案第 5 2 号 選挙人名簿に登録することについて

議案第 5 3 号 選挙人名簿から抹消することについて

報告第 2 6 号 登録の移替えをした者について

報告第 2 7 号 選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について

報告第 2 8 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

協議第 2 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

協議第 3 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について

協議第 4 号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について

協議第 5 号 令和 8 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について

4 その他

議案第 52 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

- | | |
|----------|--|
| 1 新有権者登録 | 令和 7 年 9 月 1 日までに満 18 歳に達する者 |
| | 生年月日：平成 19 年 7 月 22 日から平成 19 年 9 月 2 日まで |
| | 男 6 人 女 10 人 小計 16 人 |
| 2 転入登録 | 令和 7 年 6 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者 |
| | 転入日：令和 7 年 4 月 3 日から令和 7 年 6 月 1 日まで |
| | 男 19 人 女 15 人 小計 34 人 |
| 3 登録者総数 | 男 25 人 女 25 人 合計 50 人 |

議案第 53 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 7 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

- 1 死亡抹消者 届出日：令和 7 年 7 月 19 日から令和 7 年 8 月 31 日まで
男 18 人 女 20 人 小計 38 人
- 2 転出抹消者 令和 7 年 4 月 30 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 7 年 3 月 20 日から令和 7 年 4 月 30 日まで
男 27 人 女 42 人 合計 69 人
- 3 抹消者総数 男 45 人 女 62 人 合計 107 人

報告第 26 号

登録の移替えをした者について

令和 7 年 9 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悅

令和 7 年 6 月 14 日から令和 7 年 8 月 31 日までの町内転居により投票区の
移替えをした者

男 4 人 女 13 人 合計 17 人

報告第27号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は254である。

令和7年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

参考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第28号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,229である。

令和7年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

参考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

協議第2号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり協議します。

令和7年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悅

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正が本年6月4日に公布され、選挙運動に関するビラ及びポスター作成の公営費の限度額が引き上げられました。

町選挙の執行に係る公営費についても、国の基準に準じた単価を用いるため、条例の一部改正を行います。

2 改正内容（第2条関係）

（1）ビラ作成公営費（第8条関係）

国の基準額に準じた限度額に改正します。

区分	現 行	改正案
1枚当たり	7円 73銭	8円 38銭

（2）ポスター作成公営費（第11条関係）

国の基準額に準じた限度額に改正します。

区分	現 行	改正案
1枚当たり	541円 31銭	586円 88銭

3 施行日

公布の日から施行し、令和8年執行三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙から適用します。

(協議第2号別紙)

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年三種町条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場</p>

の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

協議第3号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示について、次のとおり協議します。

令和7年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 改正理由

公職選挙法施行令の改正により選挙運動に関するビラ及びポスター作成公営費の限度額が引き上げられたことに伴い、公職選挙法施行規則で定める諸様式も改正されたことから、本規程で定める様式中の金額を改正後の額に改正します。

また、その他所要の改正を行います。

2 改正内容

- (1) ビラ作成公営費の限度額を7円73銭から8円38銭に改めます。(様式第5号その1及び第6号その2関係)
- (2) ポスター作成公営費の限度額を541円31銭から586円88銭に改めます。(様式第5号その2及び第6号その3関係)
- (3) 町の方針に従い、請求書への押印を廃止するとともに、真正性の確認のため発行責任者及び担当者を記載する欄を加えます(様式第6号その1、その2及びその3関係)。

3 施行日

告示の日から施行し、令和8年執行三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙から適用します。

(協議第3号別紙)

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示（案）

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（令和2年選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>（その1）</p> <p>選挙運動用ビラ作成証明書</p> <p>（略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>（1） 枚数 枚</p> <p>（2） 限度額 <u>8円38銭</u>（単価）×確認された作成枚数=限度額（1円未満の端数は切り上げる。）</p> <p>（その2）</p> <p>選挙運動用ポスター作成証明書</p> <p>（略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>（1） 枚数 ポスター掲示場数</p> <p>（2） 限度額 $316,250 \text{ 円} + \underline{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$</p>	<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>（その1）</p> <p>選挙運動用ビラ作成証明書</p> <p>（略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>（1） 枚数 枚</p> <p>（2） 限度額 <u>7円73銭</u>（単価）×確認された作成枚数=限度額（1円未満の端数は切り上げる。）</p> <p>（その2）</p> <p>選挙運動用ポスター作成証明書</p> <p>（略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>（1） 枚数 ポスター掲示場数</p> <p>（2） 限度額 $316,250 \text{ 円} + \underline{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$</p>

<p style="text-align: center;">1 円未満の端数は切り上げる。</p> <p>単価×確認された作成枚数=限度額</p> <p>様式第6号（第6条関係）</p> <p>(その1)</p> <p style="text-align: center;">請　　求　　書 (選挙運動用自動車の使用)</p> <p style="text-align: right;">年　　月　　日</p> <p>三種町長 様</p> <p style="text-align: center;">住　　所 氏名又は名称 法人の代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p>(略)</p> <p>3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>発行責任者及び担当者</p> <p>・発行責任者 <u>（電話番号</u> _____ <u>E-mail</u> _____)</p> <p>・担当者 <u>（電話番号</u> _____ <u>E-mail</u> _____)</p> </div> <p>(その2)</p> <p style="text-align: center;">請　　求　　書 (選挙運動用ビラの作成)</p> <p style="text-align: right;">年　　月　　日</p> <p>三種町長 様</p> <p style="text-align: center;">住　　所</p>	<p style="text-align: center;">1 円未満の端数は切り上げる。</p> <p>単価×確認された作成枚数=限度額</p> <p>様式第6号（第6条関係）</p> <p>(その1)</p> <p style="text-align: center;">請　　求　　書 (選挙運動用自動車の使用)</p> <p style="text-align: right;">年　　月　　日</p> <p>三種町長 様</p> <p style="text-align: center;">住　　所 氏名又は名称 法人の代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">❶</p> <p>(略)</p> <p>3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。</p> <p>(その2)</p> <p style="text-align: center;">請　　求　　書 (選挙運動用ビラの作成)</p> <p style="text-align: right;">年　　月　　日</p> <p>三種町長 様</p> <p style="text-align: center;">住　　所</p>
--	--

氏名又は名称

法人の代表者氏名

(略)

3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号 E-mail)

・担当者

(電話番号 E-mail)

別紙

請求内訳書

(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
(略)									
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(略)

(その3)

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

三種町長

様

住 所

氏名又は名称

氏名又は名称

法人の代表者氏名



(略)

3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

別紙

請求内訳書

(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
(略)									
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(略)

(その3)

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

三種町長

様

住 所

氏名又は名称

法人の代表者氏名

(略)

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号 _____ E-mail _____)

・担当者

(電話番号 _____ E-mail _____)

別紙

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

(略)

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} \quad 1 \text{ 円未満の端数は切り上げる。}$$
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年 月 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

法人の代表者氏名



(略)

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

別紙

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

(略)

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} \quad 1 \text{ 円未満の端数は切り上げる。}$$
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

協議第4号

三種町公職選挙執行規程の一部改正について

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示について、次のとおり協議します。

令和7年9月1日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正が本年6月27日に公布され、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮した引き上げが行われました。

町選挙の執行に係る実費弁償及び報酬の額についても、国の基準に準じた単価を用いるため、三種町公職選挙執行規程の一部改正を行います。

また、その他所要の改正を行います。

2 改正内容

(1) 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準（第34条関係）

実費弁償（第1項第1号）

	現行	改正案
航空賃	(新設)	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
宿泊料	1夜につき 12,000 円	1夜につき 23,000 円

	(食事料 2 食分を含む)	(食事料 2 食分を含む)
弁当料	1 食につき 1,000 円	1 食につき 1,500 円
	1 日につき 3,000 円	1 日につき 4,500 円
茶菓料	1 日につき 500 円	1 日につき 1,000 円

報酬（第 2 項）

	現行	改正案
事務員	10,000 円	15,000 円
車上等運動員	15,000 円	20,000 円
手話通訳者	15,000 円	20,000 円
要約筆記者	15,000 円	20,000 円

（2）選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準（第 34 条関係）

実費弁償（第 1 項第 3 号）

	現行	改正案
宿泊料	1 夜につき 10,000 円 (食事料を除く)	1 夜につき 20,000 円 (食事料を除く)

（3）不要な規定の削除（第 36 条）

漁業法及び土地改良法の改正により、選挙管理委員会による管理が廃止されているため、該当箇所を改正します。

（4）ポスター掲示場の材質について（第 12 条関係様式第 7 号）

備考 1において掲示板の材質を「アルミ板」としているが、実際は近年の選挙では S T ボード（再生パルプ素材）を使用しているため、「アルミ板」の記載を削り、材質を指定しないこととします。

3 施行期日

告示の日から施行し、令和 8 年執行三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙から適用します。

(協議第4号別紙)

三種町公職選挙執行規程の一部を改正する告示（案）

三種町公職選挙執行規程（平成18年選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第34条 法第197条の2第1項の規定により、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のため使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額を次のように定める。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p>エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額</p> <p>オ 宿泊料（食事料2食分を含む） 1夜につき<u>23,000円</u></p> <p>カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u> 1日につき<u>4,500円</u></p> <p>キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p>	<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第34条 法第197条の2第1項の規定により、選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のため使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額を次のように定める。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>（新設）</p> <p>エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額</p> <p>オ 宿泊料（食事料2食分を含む） 1夜につき<u>12,000円</u></p> <p>カ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u> 1日につき<u>3,000円</u></p> <p>キ 茶菓料 1日につき<u>500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p>

ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号アからエまでに掲げる額
イ 宿泊料（食事料を除く） 1夜につき20,000円

2 法第197条の2第2項に規定する選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

- (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
(2) 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

(その他の選挙又は投票の場合)

第36条 _____地方自治法（昭和22年法律第67号）により、法又は令を準用し、若しくはその例によることとされている選挙又は投票については、当該法令に特別の定めがある場合又は特別の措置を要する場合を除いては、この告示の例による。

様式第7号（第12条関係）（ポスター掲示場の様式）

（略）

- 備考 1 掲示板は_____、設置期間中の風雨等に耐え得る構造にすること。
2 掲示板にはポスター区画を明確に表示し、この区画の大きさは縦、横それぞれ45センチメートルとすること。
3 掲示板の区画には番号を表示すること。
4 掲示板は、当該選挙の全候補者が1面に掲示できるものにするこ

ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号ア、イ及びウに掲げる額
イ 宿泊料（食事料を除く） 1夜につき10,000円

2 法第197条の2第2項の規定によって、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1人1日につき10,000円とし、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）に使用する者にあっては1人1日につき15,000円とする。

(その他の選挙又は投票の場合)

第36条 漁業法（昭和24年法律第267号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）により、法又は令を準用し、若しくはその例によることとされている選挙又は投票については、当該法令に特別の定めがある場合又は特別の措置を要する場合を除いては、この告示の例による。

様式第7号（第12条関係）（ポスター掲示場の様式）

（略）

- 備考 1 掲示板はアルミ板とし、設置期間中の風雨等に耐え得る構造にすること。
2 掲示板にはポスター区画を明確に表示し、この区画の大きさは縦、横それぞれ45センチメートルとすること。
3 掲示板の区画には番号を表示すること。
4 掲示板は、当該選挙の全候補者が1面に掲示できるものにするこ

と。ただし、やむを得ない事情があるときは、2面以上に分割することも差し支えないが、この場合には必ず一つの掲示場としての一体性を確保すること。

- 5 標題及び注意書きは、縦書きにことができる。
- 6 標題の欄には、啓発事項を掲載することができる。
- 7 注意書きは、掲示板の末尾に記載することができる。

と。ただし、やむを得ない事情があるときは、2面以上に分割することも差し支えないが、この場合には必ず一つの掲示場としての一体性を確保すること。

- 5 標題及び注意書きは、縦書きにことができる。
- 6 標題の欄には、啓発事項を掲載することができる。
- 7 注意書きは、掲示板の末尾に記載することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の三種町公職選挙執行規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

協議第 5 号

令和 8 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について

令和 8 年執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の日程について、
次のとおり協議します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悅

協議第5号別紙

1 町長・議會議員の任期満了日

町長 令和8年5月17日（日）

議會議員 令和8年5月31日（日）

2 選挙期日に関する公職選挙法の規定

（1）原則（第33条第1項）

議會議員、長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。議會議員の選挙及び長の選挙は、同時にを行うことができる（第119条第1項）。

（2）90日特例（第34条の2第1項、第4項）【関連資料①】

議會議員又は長の任期満了日のうち先に到来する任期満了日(a)が後に到来する任期満了日(b)の前90日(c)以内にある場合においては、後の任期満了日の50日前に当たる日(d)又は前の任期満了日の30日前に当たる日(e)のいずれか遅い日(=e)から前の任期満了日の50日後に当たる日(f)又は後の任期満了日(b)のいずれか早い日(=b)までの間に、二つの選挙を同時にを行うことができる。

（制度趣旨）

①投票率向上

近接して選挙が行われる場合、後に行われる選挙が低投票率を示す傾向がある。

②有権者の負担軽減

短期間に長と議會議員の二度の選挙を行うことは有権者に時間的な負担をかける。

③選挙管理費用節減等

行政の停滞を生じさせるとともに選挙費用がかさむ。

3 これまでの町長・議会議員選挙の執行状況等

(1) 平成18年合併に伴う選挙

①町長

選挙期日 平成18年4月23日（日）

【町長任期：平成18年4月23日～平成22年4月22日】

②議会議員

選挙期日 平成18年6月25日（日）

【議会議員任期：平成18年7月1日～平成22年6月30日】

※新設合併後、平成18年6月30日まで在任特例適用。

(2) 平成22年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性（負担軽減）等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成22年5月16日（日）

【町長任期：平成22年5月16日～平成26年5月15日】

【議会議員任期：平成22年7月1日～平成26年6月30日】

(3) 平成26年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性（負担軽減）等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成26年5月18日（日）

【町長任期：平成26年5月18日～平成30年5月17日】

【議会議員任期：平成26年7月1日～平成30年6月30日】

(4) 平成30年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性（負担軽減）等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙期日 平成30年5月13日（日）

【町長任期：平成30年5月18日～令和4年5月17日】

【議会議員任期：平成30年7月1日～令和4年6月30日】

(5) 令和4年任期満了に伴う選挙

選挙費用の節減及び有権者の利便性（負担軽減）等を重視し、公職選挙法の90日特例を適用し同時選挙を実施。

選挙に先立ち令和3年12月議会において、6月議会に新任議員が出席できない問題を解消するため、任期の短縮が可決された。

選挙期日 令和4年5月15日（日）

【町長任期：令和4年5月18日～令和8年5月17日】

【議會議員任期：令和4年6月1日～令和8年5月31日】

4 令和8年任期満了に伴う選挙

(1) 選挙執行可能日

①単独選挙の場合（任期が終わる日の前30日～任期前日）

町長選挙 4月17日（金）～5月16日（土）

議會議員一般選挙 4月30日（木）～5月30日（土）

町長選挙	議會議員一般選挙
①告示日 4月14日（火） 選挙日 4月19日（日）	①告示日 4月28日（火） 選挙日 5月3日（日）
②告示日 4月21日（火） 選挙日 4月26日（日）	②告示日 5月5日（火・祝） 選挙日 5月10日（日）
③告示日 4月28日（火） 選挙日 5月3日（日）	③告示日 5月12日（火） 選挙日 5月17日（日）
④告示日 5月5日（火・祝） 選挙日 5月10日（日）	④告示日 5月19日（火） 選挙日 5月24日（日）

②90日特例による同時選挙の場合 【関連資料②】

4月17日（金）～5月31日（日）

①告示日 4月14日（火） 選挙日 4月19日（日）	⑤告示日 5月12日（火） 選挙日 5月17日（日）
②告示日 4月21日（火） 選挙日 4月26日（日）	⑥告示日 5月19日（火） 選挙日 5月24日（日）

③告示日 4月28日(火) 選挙日 5月3日(日) ④告示日 5月5日(火・祝) 選挙日 5月10日(日)	⑦告示日 5月26日(火) 選挙日 5月31日(日)
--	-------------------------------

(2) 執行経費の比較(概算)

令和4年執行時の実績をベースとし、投票区再編、執行経費基準法改正による改定等を踏まえて積算。

単独選挙の場合			同時選挙の場合		
○町長選挙			○町長・議会議員同時選挙		
報酬	投票立会人等	1,373,000	報酬	投票立会人等	1,474,000
職員手当等	時間外手当	4,000,000	職員手当等	時間外手当	4,000,000
報償費	選挙公報音訳	10,000	報償費	選挙公報音訳	10,000
旅費	実費弁償	59,000	旅費	実費弁償	59,000
需用費	消耗品・修繕料	419,500	需用費	消耗品	1,450,000
	印刷費	410,000		印刷費	930,000
	食糧費	59,000		食糧費	59,000
役務費	通信費・手数料	1,410,000	役務費	通信費	3,270,000
委託料	ポスター掲示場等	1,800,000	委託料	ポスター掲示場等	7,500,000
使用料	投票所借上料	55,000	使用料	投票所借上料	55,000
負担金	公費負担等	1,500,000	負担金	公費負担等	13,500,000
計		11,095,500	合計 ②		32,307,000
○議会議員一般選挙			単独選挙との比較(②-①) ▲5,525,700		
報酬	投票立会人等	1,443,700			
職員手当等	時間外手当	4,000,000			
報償費	選挙公報音訳	10,000			
旅費	実費弁償	59,000			
需用費	消耗品・修繕料	1,030,500			
	印刷費	520,000			
	食糧費	59,000			
役務費	通信費・手数料	1,860,000			
委託料	ポスター掲示場等	5,700,000			
使用料	投票所借上料	55,000			
負担金	公費負担等	12,000,000			
計		26,737,200			
合計 ①		37,832,700			

(3) その他考慮すべき事項

①同時選挙のメリット・デメリット

<メリット>

- ・選挙執行経費を節減できる（主に職員時間外手当、立会人等報酬）。
- ・有権者の利便性が図られる（投票が1回で済む）。
- ・選挙人の関心が高まり投票率向上が期待される。
- ・投票管理者・立会人・事務従事者の協力が得られやすい。
- ・投開票所が確保しやすい（公共施設の利用関係調整）。

<デメリット>

- ・立候補の機会が1回になってしまう。
- ・町長選挙と議会議員選挙を混同して投票するおそれ。
- ・町長任期満了後に選挙期日を設定する場合、町長不在期間が発生する（職務代理者を置く必要）。

(4) 事務局間での事前協議

選挙が執行される令和8年4月～5月にかけては、三種中学校の開校時期と重なり、竣工式等の町長及び議員が出席する関係行事が想定される。そのため、事前に選挙管理委員会・町議会・教育委員会の各事務局間で日程の確認・擦り合わせを行った。

<協議結果>

- ・選挙日程については、令和8年4月21日告示、26日投票日とし、同時選挙で実施する内容で事務局案としたい。
- ・9月の選挙管理委員会で日程案が了承されれば、議会事務局及び教育委員会事務局へ、現時点での検討状況として情報提供する。
- ・議会事務局及び教育委員会事務局は、選挙日程案を踏まえ、今後議会3月定例会や来年4月以降の三種中学校はじめ各種学校行事の日程を決めるに当たり、双方に影響が生じないよう配慮する。

(5) 選挙日程決定までの今後の流れ

- 9月1日 第7回選挙管理委員会 日程（案）について協議
- 12月1日 第8回選挙管理委員会 選挙日程に係る議案上程、決定
- 3月 同時選挙の告示（18日までに）

【今後の日程】

12月 1日（月） 第8回選挙管理委員会（定時登録・町選挙関係）
午前9時00分～ 第2会議室